

○電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>別紙 3 無線従事者関係審査基準</p> <p>1 無線従事者の免許</p> <p>(1) 法第 41 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に該当する者の申請の審査</p> <p>ア 申請書は、従事者規則第 93 条第 2 項の合格者一覧表及び合格者の写真、従事者規則第 21 条第 1 項第 11 号の修了証明書又は従事者規則第 21 条第 2 項第 7 号の修了証明書等と符合するものであること。</p> <p>イ 長期型養成課程の修了者からの申請であって、申請書に従事者規則第 21 条第 2 項第 7 号の修了証明書が添付されていない場合には、長期型養成課程学校等科目名原簿により、修了証明書を発行しないものであることを確認するとともに、長期型養成課程の修了者であることを確認すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申請者又はその代表者は、従事者規則第 21 条第 1 項第 4 号イからハまでのいずれかに該当するものでないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者（従事者規則第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の取消しの処分を受けた者であって、その処分の日から 2 年を経過しない者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>(7) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。</p> <p>ア 当該養成課程の実施場所（異時受講型授業の場合にあつては、<u>当該養成課程の受講者の受講状況を確認できる場所</u>）に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 従事者規則第 21 条第 1 項第 4 号イからハまでのいずれかに該当する者（情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。）又は次のいずれかに該当する者（(1)のアの場合に限る。）でないこと。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(8) <u>講師等（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）は、次のいずれかに該当する者（従事者規則第 21 条第 1 項第 4 号イからハまでのいずれかに該当する者（情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。）を除く。）であること。</u></p> <p>ア <u>従事者規則別表第 7 号に掲げる無線従事者の資格を有する者の場合は、無線通信に関する業務に 1 年以上従事した経験を有する者</u></p> <p>イ <u>従事者規則第 21 条第 1 項第 8 号の規定により、総合通信局長が従事者規則別表第 7 号に掲げる無線従事者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める場合は、別表 2－(2)のいずれかに該当する者</u></p> <p>(9) <u>養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。異時受講型授業の場合にあつては、認定施設者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と当該養成課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該養成課程を適正に実施するに足りる能力を有するものであること。</u></p> <p>(10) 従事者規則第 21 条第 1 項第 7 号の規定により、従事者規則別表第 6 号に掲げる授業科目ごとの授業時間の最少の時間を軽減して実施する場合は、従事者規則第 8 条第 1 項の規定により、一部</p>	<p>別紙 3 無線従事者関係審査基準</p> <p>1 無線従事者の免許</p> <p>(1) (同左)</p> <p>ア 申請書は、従事者規則第 93 条第 2 項の合格者一覧表及び合格者の写真、従事者規則第 21 条第 1 項第 9 号の修了証明書又は従事者規則第 21 条第 2 項第 6 号の修了証明書等と符合するものであること。</p> <p>イ 長期型養成課程の修了者からの申請であつて、申請書に従事者規則第 21 条第 2 項第 6 号の修了証明書が添付されていない場合には、長期型養成課程学校等科目名原簿により、修了証明書を発行しないものであることを確認するとともに、長期型養成課程の修了者であることを確認すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 申請者又はその代表者は、従事者規則第 23 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するものでないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者（従事者規則第 28 条第 1 項又は第 2 項の規定による認定の取消しの処分を受けた者であつて、その処分の日から 2 年を経過しない者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>ア 当該養成課程の実施場所に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 従事者規則第 23 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する者（情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。）又は次のいずれかに該当する者（(1)のアの場合に限る。）でないこと。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(8) 養成計画の実施に必要な教室（附属設備を含む。）及び機器の使用が可能であること。</p> <p>(9) 従事者規則第 21 条第 1 項第 5 号の規定により、従事者規則別表第 6 号に掲げる授業科目ごとの授業時間の最少の時間を軽減して実施する場合は、従事者規則第 8 条第 1 項の規定により、一部</p>

の試験科目の試験を免除される者について当該科目の授業時間の全時間を軽減するものであるほか、別表2-1の授業時間の軽減の基準に適合するものであること。

(11) 平成5年郵政省告示第553号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件。以下この項において「実施要領」という。）第2項第4号の規定により、総合通信局長が他の授業方法による必要があると認める場合のものは、次のいずれかに該当するものであること。

ア 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、祭礼、記念日その他これらに準ずる日又はやむを得ない事情により授業を行うことができないと認められる日においてのみ授業を行わないこととしているもの

イ (略)

(12) 実施要領第2項第4号の規定により、総合通信局長が他の授業時間によることを適当と認める場合のものは、次のいずれかに該当するものであること。

ア・イ (略)

(13) 従事者規則第21条第1項第9号の規定により総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、教室の収容人員が十分であるほか、講師一人当たりの養成人員は、60人以下であること。

(14) (略)

(15) 標準教科書以外の教科書を使用する場合は、次に掲げる事項を満足しており、標準教科書と同等以上と認められた教科書であること。

ア 実施要領の別表第1号から別表第4号までに掲げる資格ごとの授業の内容を有しており、授業に要する程度について配慮されたものであること。

イ 電磁的方法により作成したものにあっては、受講漏れがないように受講済の授業項目を把握できる機能等、授業内容の進捗状況を管理できるものであること（学習意欲を持続させるために学習者の支援をする者が進捗状況を管理する場合を除く。）。

(16) 修了試験の方法は、平成2年郵政省告示第250号（無線従事者の養成課程の修了の際に行う試験の実施方法を定める件）に準拠するものであること。

(17) 修了試験問題の作成方針及び管理方法は、次の条件に適合するものであること。

ア 修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理され、授業又は修了試験前の模擬試験によって、その内容が特定又は容易に推定されないようにするものであること。

イ 修了試験問題の作成については、出題内容に精通する者であって、その内容に係る業務に従事する者が適切に関与するものであること。

の試験科目の試験を免除される者について当該科目の授業時間の全時間を軽減するものであるほか、別表2-1の授業時間の軽減の基準に適合するものであること。

(10) 平成5年郵政省告示第553号（無線従事者養成課程の実施要領を定める件。以下この項において「実施要領」という。）第6項の規定により、総合通信局長が他の授業方法による必要があると認める場合のものは、次のいずれかに該当するものであること。

ア 土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、祭礼、記念日その他これらに準ずる日又はやむを得ない事情により授業を行うことができないと認められる日においてのみ授業を行わないこととしているもの

イ (略)

(11) 実施要領第6項の規定により、総合通信局長が他の授業時間によることを適当と認める場合のものは、次のいずれかに該当するものであること。

ア・イ (略)

(12) 講師は、次のいずれかに該当する者（従事者規則第23条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者(情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。)を除く。）であること。

ア 従事者規則別表第7号に掲げる無線従事者の資格を有する者の場合は、無線通信に関する業務に1年以上従事した経験を有する者

イ 従事者規則第21条第1項第6号の規定により、総合通信局長が従事者規則別表第7号に掲げる無線従事者と同等以上の知識及び技能を有するものと認める場合は、別表2-2のいずれかに該当する者

(13) 従事者規則第21条第1項第7号の規定により総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、教室の収容人員が十分であるほか、講師一人当たりの養成人員は、60人以下であること。

(14) (略)

(15) 標準教科書以外の教科書を使用する場合は、標準教科書と同等以上と認められた教科書であること。

(16) (同左)

ア 修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理されるとともに、授業において、修了試験問題が特定されないようにするものであること。

イ 修了試験前に模擬試験を行う場合は、当該模擬試験から修了試験問題が特定されないようにするものであること。

ウ 申請者が過去に養成課程を実施している場合、修了試験問題

<p>(18) 修了試験を追加して行う場合は、当該試験は、次に掲げる基準に適合しているものであること。</p> <p>ア 追加の修了試験を受けることができる者は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了試験を受けることができなかつた者で補講を受けたもの <u>(同時受講型授業の場合に限る。)</u></p> <p>イ 追加の修了試験は、当該養成課程について1回に限り実施するものであるほか、<u>受講期間内に実施するものであること。</u></p> <p>(19) 修了証明書は、別表2-(3)の様式のもをを発給する。</p> <p>(20) 選抜試験の合格者を履修者とするものであるときは、その試験は、別表2-(4)に定める選抜試験の実施基準に適合して厳正に実施されており、かつ、当該認定の申請の前1年以内に行われたものであること。</p> <p>(21) 選抜試験問題の作成及び管理方法は、次の条件に適合したものであること。</p> <p>ア 選抜試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理され、<u>過去に選抜試験を実施している場合は、実施済の選抜試験において出題した選抜試験問題によって、その内容が特定又は容易に推定されないようにするものであること。</u></p> <p>イ <u>選抜試験問題の作成については、出題内容に精通する者であつて、その内容に係る業務に従事する者が適切に関与するものであること。</u></p> <p>(22) 従事者規則第21条第3項の「これと同等以上の学力を有する者」は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(23) 養成課程の実施に係る業務の一部を委託により行う場合は、当該業務の一部を委託して行わせる者及びその委託して行わせる業務の範囲が明確にされているものであること。</p> <p>別表2-(1) (略)</p> <p>別表2-(2)(2の(12)関係)</p> <p><u>講師等の資格要件</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>別表2-(3)・別表2-(4) (略)</p> <p>3 長期型養成課程</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代表者、管理責任者又は講師は、<u>従事者規則第21条第2項第3号イからハマまでのいずれかに該当するものでないこと。</u>ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者(従事者規則第28条第1項又は第2項の規定による認定の取消しの処分を受けた</p>	<p><u>が実施済みの修了試験によって容易に推定されないようにするものであること。</u></p> <p>エ <u>修了試験問題の作成について、養成課程の種別に応じた講師の要件に合致する者、学校等において電気通信に関する科目を担当する教員の経験がある者、過去に電気通信に関する試験問題の作成の業務に携わったことがある者等専門家が適切に関与するものであること。</u></p> <p>(17) (同左)</p> <p>ア (同左)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 認定に係る授業時間の一部の授業を受けていないため、他の履修者と同時に修了試験を受けることができなかつた者で補講を受けたもの</p> <p>イ 追加の修了試験は、当該養成課程について1回に限り実施するものであること。</p> <p>(18) (同左)</p> <p>(19) (同左)</p> <p>(20) (同左)</p> <p>ア 選抜試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理されたものであること。</p> <p>イ <u>申請者が過去に選抜試験を実施している場合は、選抜試験問題が実施済の選抜試験において出題した選抜試験問題から容易に推定されないようにしたものであること。</u></p> <p>ウ <u>選抜試験問題の作成について、養成課程の種別に応じた講師の要件に合致する者、高等学校又は中等教育学校の電気又は電気通信に関する科目を担当する教員の経験がある者、過去に電気又は電気通信に関する試験問題の作成の業務に携わったことがある者等専門家が適切に関与したものであること。</u></p> <p>(21) (同左)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(22) (同左)</p> <p>別表2-(1) (略)</p> <p>別表2-(2)(2の(12)関係)</p> <p><u>講師の資格要件</u></p> <p>第1 (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>別表2-(3)・別表2-(4) (略)</p> <p>3 長期型養成課程</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 代表者、管理責任者又は講師は、<u>従事者規則第23条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するものでないこと。</u>ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者(従事者規則第28条第1項又は第2項の規定による認定の取消しの処分を受</p>
---	---

者であって、その処分の日から2年を経過しない代表者を除く。)については、この限りでない。

(4) (略)

(5) 講師は(3)に規定するほか、次のいずれかに該当する者であること。

ア (略)

イ 従事者規則第21条第2項第6号の規定により、「地方局長がアと同等以上の知識及び技能を有すると認める者」は、無線通信に関する科目を担当する教員として学校等が適当と認める者(電気通信術その他通信実技に関する科目及び英語(英会話を含む。))に関する科目を担当する講師は別表3-(1)の要件を満たす者)

(6)~(8) (略)

(9) 修了証明書等の発行の条件は次に適合するものであること。

ア・イ (略)

ウ 従事者規則第21条第2項第7号の規定により、「地方局長が適当と認めるその他の証明書」は、次に掲げる全ての内容を証明するものであること。

(ア)~(ウ) (略)

エ (略)

(10)・(11) (略)

別表3-(1)(3の(5)の関係) (略)

4 無線従事者認定講習課程

(1)~(3) (略)

(4) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア 当該認定講習課程の実施場所(異時受講型講習の場合にあっては、当該認定講習課程の受講者の受講状況を確認できる場所)に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

イ・ウ (略)

(5) 認定講習課程の実施に必要な教室(附属設備を含む。)及び機器の使用が可能であること。異時受講型講習の場合にあっては、認定講習課程実施者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と当該認定講習課程の受講者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織が当該認定講習課程を適正に実施するに足りる能力を有するものであること。

(6) 講習科目及び講習時間は従事者規則別表第8号の講習科目及び講習時間(従事者規則第34条第8号の総務大臣が別に告示する要件を満たすものについては告示する講習科目及び講習時間)に合致するものであることとし、電磁的方法により作成した教科書にあっては、受講漏れがないように受講済の講習項目を把握できる機能等、講習内容の進捗状況を管理できるものであること(学習意欲を持続させるために学習者の支援をする者が進捗状況を管理する場合を除く。)。

(7) (略)

(8) 講師等は、次のいずれかに該当する者(2)のアからウまでの一に該当する者(情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。)を除く。)であること。

ア・イ (略)

(9)~(11) (略)

別表4-(1)(4の(8)イ関係)

講師等の要件

講習課程の種別	科目	講師等の要件
(略)	(略)	(略)

けた者であって、その処分の日から2年を経過しない代表者を除く。)については、この限りでない。

(4) (略)

(5) (同左)

ア (略)

イ 従事者規則第21条第2項第5号の規定により、「地方局長がアと同等以上の知識及び技能を有すると認める者」は、無線通信に関する科目を担当する教員として学校等が適当と認める者(電気通信術その他通信実技に関する科目及び英語(英会話を含む。))に関する科目を担当する講師は別表3-(1)の要件を満たす者)

(6)~(8) (略)

(9) 修了証明書等の発行の条件は次に適合するものであること。

ア・イ (略)

ウ 従事者規則第21条第2項第6号の規定により、「地方局長が適当と認めるその他の証明書」は、次に掲げるすべての内容を証明するものであること。

(ア)~(ウ) (略)

エ (略)

(10)・(11) (略)

別表3-(1)(3の(5)の関係) (略)

4 無線従事者認定講習課程

(1)~(3) (略)

(4) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア 当該認定講習課程の実施場所に随時赴き、その実施について容易に管理監督することができること。

イ・ウ (略)

(5) 認定講習課程の実施に必要な教室(附属設備を含む。)及び機器の使用が可能であること。

(6) 講習科目及び講習時間は従事者規則別表第8号の講習科目及び講習時間(従事者規則第34条第7号の総務大臣が別に告示する要件を満たすものについては告示する講習科目及び講習時間)に合致するものであること。

(7) (略)

(8) 講師は、次のいずれかに該当する者(2)のアからウまでの一に該当する者(情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。)を除く。)であること。

ア・イ (略)

(9)~(11) (略)

別表4-(1)(4の(8)イ関係)

講師の要件

講習課程の種別	科目	講師要件
(略)	(略)	(略)

別表 4 - (2) ・ 別表 4 - (3) (略)

5 ~ 9 (略)

別表 4 - (2) ・ 別表 4 - (3) (略)

5 ~ 9 (略)